

重要な事項等のご説明(重要事項等説明書)

海外渡航者安全事業共済会

ご契約の概要について
～契約概要～

この「ご契約の概要について～契約概要～」はご契約に際し、共済商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項をわかりやすく説明したものです。お申込み前に必ずご一読のうえ、内容をご確認ください。ご契約後も大切に保管くださいますようお願いいたします。また本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては別途トラベルセーフティプランハンドブックを十分にご覧いただくことをあわせてお願いいたします。ご不明な点については、取扱代理所または弊社までお問合せください。

1. 商品のしくみについて

この商品は「海外旅行傷害保障」で旅行中に被共済者(保障の対象となる方)※がケガをされたときや病気になったとき等を主に保障する制度です。各保障内容等詳細につきましては「2.保障(補償)内容について」にてご確認ください。

主な補償項目	ケガによる			病気による	
	死亡	後遺障害	入院・通院	入院・通院	死亡
傷害死亡	○	×	×	×	×
傷害後遺障害	×	○	×	×	×
治療・救援費用	×	×	○	○	×
疾病死亡	×	×	×	×	○

※ 共済契約申込書の被共済者欄に記載されている方(以下「本人」といいます)

2. 保障(補償)内容について

(1) 共済金をお支払いする場合

共済金をお支払いする主な場合は次のとおりです。詳細はトラベルセーフティプランハンドブック等でご確認ください。また保障される項目は加入されるプランにより異なりますので、加入証書をよくお確かめください。

①死亡共済金

旅行行程中の偶然な事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害共済金額の全額をお支払いします。ただし、既に支払った後遺障害共済金額がある場合は、死亡・後遺障害共済金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。

②後遺障害共済金

旅行行程中の偶然な事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害共済金額の3%～100%をお支払いします。(ただし、共済期間を通じて合算し、死亡・後遺障害共済金額が限度となります。)

③治療・救援費用共済金

・傷害治療費用部分

旅行行程中の偶然な事故によるケガがもとで、医師の治療を受けられた場合、治療費用等のうち実際に支出した金額で弊会が妥当と認めた金額を1回のケガにつき治療・救援費用共済金額を限度にお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。

・疾病治療費用部分

「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後72時間以内に発病した病気(その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。)」により、旅行中または旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合、または、旅行行程中に感染した特定の感染症がもとで、旅行行程終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合に、治療費用等のうち実際に支出した金額で弊会が妥当と認めた金額を1回の病気につき治療・救援費用共済金額を限度にお支払いします。ただし、治療開始日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。

・救援費用部分

旅行行程中に a.被った事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 b.病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡された場合 c.発病した病気により、旅行行程終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(旅行行程中に医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限り。)、d.被った事故によるケガまたは発病した病気により継続して3日以上入院された場合(旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限り。)、e.搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難したとき、被共済者の生死が確認できない場合または捜索・救助活動が必要な場合(被共済者の生死が判明した後および捜索・救助活動が不要になった後は除きます。)、f.誘拐または行方不明になった場合、共済契約者、被共済者および親族の方が実際に支出した救援費用等をお支払いします。ただし1回の事故について治療・救援費用共済金額がお支払いの限度となります。

④傷害治療費用共済金

旅行行程中の偶然な事故によるケガがもとで、医師の治療を受けられた場合、治療費用等のうち実際に支出した金額で弊会が妥当と認めた金額を1回のケガにつき傷害治療費用共済金額を限度にお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。

⑤疾病治療費用共済金

「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後72時間以内に発病した病気(その原因が旅行開始前または終了後に発生したものを除きます。)」により、旅行中または旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合、または、旅行行程中に感染した特定の感染症がもとで、旅行行程終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合に、治療費用等のうち実際に支出した金額で弊会が妥当と認めた金額を1回の病気につき疾病治療費用共済金額を限度にお支払いします。ただし、治療開始日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。

⑥救援者費用共済金

旅行行程中に a. 被った事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 b. 病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡された場合 c. 発病した病気により、旅行行程終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合（旅行行程中に医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限りです。） d. 被った事故によるケガまたは発病した病気により継続して3日以上入院された場合（旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限りです。） e. 搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合、被共済者の生死が確認できなるとまたは捜索・救助活動が必要となるとき（被共済者の生死が判明した後および捜索・救助活動が不要となった後は除きます。） f. 誘拐または行方不明になった場合、共済契約者、被共済者および親族の方が実際に支出した救済費用等をお支払いします。ただし、1回の事故について救済者費用共済金額がお支払いの限度となります。

⑦疾病死亡共済金

旅行行程中に a. 病気により死亡された場合 b. 「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後72時間以内に発病した病気（その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。）」により、旅行行程終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合（旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合に限りです。） c. 旅行行程中に感染した特定の感染症がもとで、旅行行程終了日からその日を含めて30日以内に死亡されたとき、疾病死亡共済金額の全額をお支払いします。

⑧賠償責任共済金

旅行行程中にあやまって他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害をあたえ、法律上の賠償責任を負った場合に、1回の事故につき、賠償責任共済金額を限度に損害賠償金などをお支払いします。

（注）賠償金額の決定には、事前に弊会の承認を必要とします。

⑨携行品損害共済金

旅行行程中に携行品（カメラ、カバン、衣類等）に損害が生じた場合に、携行品1つ（1点、1対）あたり10万円（乗車券等は合計5万円）を限度として、損害額をお支払いします。携行品損害共済金額が共済期間中のお支払い限度となります。

⑩航空機寄託手荷物遅延費用共済金（注1）

旅行行程中に携行する身の回り品で航空機（定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限りです。）の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が、航空機が目的地に到着後6時間を経ってもその目的地に運搬されなかった場合に、1回の事故につき10万円または携行品共済金額のいずれか低い金額を限度として、航空機到着後96時間以内に被共済者が負担した a. 衣類購入費（下着、寝間着など必要不可欠な衣類） b. 生活必需品購入費 c. 前記a.、b.以外にやむを得ず必要となった身の回り品購入費をお支払いします。ただし、寄託手荷物が被共済者のもとに到着した時以降にこれらを購入した費用は除きます。

⑪航空機遅延費用共済金（注1）

次のいずれかの場合に、被共済者が支出した費用（注2）を1回の事故につき2万円を限度にお支払いします。

a. 搭乗予定航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休、もしくは搭乗予約受付業務の不行による搭乗不能が生じ、出発予定時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき。

b. 搭乗した航空機の遅延等により、乗継予定航空機に搭乗できず、搭乗していた到着機の到着時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき。

（注1）加入プランによっては保障されない項目です。加入証書をよくご確認ください。

（注2）ホテル客室料、食事代、ホテル等への移動に要するタクシー代等の交通費をいいます。

(2) 共済金をお支払いできない主な場合

共済金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳細はトラベルセーフティプランハンドブック等でご確認ください。

①次のような原因により生じた費用

- ・共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意
- ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ・自動車などの無資格運転、酒酔い運転中の事故
- ・妊娠、出産、早産、流産または外科手術やその他の医療処置
- ・戦争、革命などの事変（戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変）
- ・放射能汚染

②頸部症候群（むちうち症）または腰痛で他覚症状のないもの

③旅行出発前の既往症または持病による治療

④カイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療

⑤職務遂行に関する、または航空機、船舶、車両、銃器（空気銃を除きます）の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任

⑥サーフィン・ウインドサーフィン等の運動を行うための用具、現金、小切手、クレジットカードやコンタクトレンズ等の携行品損害

⑦紛失や置き忘れの場合の携行品損害 など

3. 共済期間について

共済期間（共済ご契約期間）は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰られるまでの「旅行期間」にあわせて設定してください。なお、共済期間内であっても住居に帰られたときに保障は終了します。

4. 引受条件（共済金額等）について

(1) 共済金額等について

パンフレット等に記載の共済金額をご確認ください。

(2) その他引受に関する条件について

ご加入プランをお選びいただく際には、必要な保障額に見合った無理のないプランをお選びください。既にこの共済と同種の保障内容を担保する別の保険契約等をお持ちの方は、両方の保険・共済金額を合計してご勘案ください。（年齢、健康状態、お仕事内容、保険・共済金額の合算の合計額、その他の事由からご希望のプランをお引き受けができない場合もございますので、あらかじめご了承ください。）

5. 掛金に関する事項について

掛金は、共済金額、共済期間によって決定されます。詳しくは取扱代理所または弊会までお問合せください。また、実際にご契約いただくお客様の掛金につきましては、申込書にてご確認ください。

6. 掛金の払込みに関する事項について

掛金をご契約またはご契約内容の変更と同時に お支払いください。共済期間が始まった後であっても、取引代理所または弊会が掛金を領収する前に生じた事故によるケガ・病気に対しては共済金をお支払いできません。

7. 配当金に関する事項(配当金の有無、配当方法、配当額の決定方法)について

当共済商品には契約者配当金はありません。

8. 解約返戻金等の有無およびそれらに関する事項について

契約途中で解約された場合の返戻金は払込掛金の合計額よりも少ない金額になります。特に満期近くで解約された場合の返戻金はまったくないか、あってもごくわずかとなります。詳しくは取扱代理所または弊会までお問合せください。

ご契約の際にご注意いただきたい事柄 ～注意喚起情報～

この「ご契約の際にご注意いただきたい事柄～注意喚起情報～」はご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。ご契約後も大切に保管ください。また本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては別途トラベルセーフティプランハンドブックを十分ご覧いただくことをあわせてお願いいたします。ご不明な点については取扱代理所または弊会までお問合せください。

1. クーリングオフ(契約申込みの撤回等)について

個人が契約する共済期間が1年を越える共済契約の場合、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳しくは取扱代理所または弊会までお問合せください。

2. 告知義務等について

(1) ご契約者や被共済者には本会が質問した事項について、ありのままを正しく告知していただく義務があります。

①ご契約者のお申込みにあたっては、現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態、ご職業などについて書面でおたずねし、これらの内容に基づいてご契約をお引受できるかどうか、決めさせていただきます。

②他のご契約者との公平性を保つため、健康状態やお仕事内容などによってはご契約をお断りすることがあります。

③他の保険契約については、「多重契約による保険金詐欺防止」のためにお伺いするものです。

(2) お申込みや共済契約締結の際に告知していただいた内容が事実と違った場合には、共済金をお支払いできないことがあります。また、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりしますと弊会は「告知義務違反」として契約を解除することがあります。

(3) 上記告知につきましては、取扱代理所または弊会にご連絡ください。

3. 責任開始日について

(1) 共済責任は共済加入証書に記載された共済期間の初日の午前0時以降で、旅行の目的をもって住居を出発してから開始します。

(2) 掛金をご契約またはご契約内容の変更と同時に お支払いください。共済期間が始まった後であっても、取扱代理所または弊会が掛金を領収する前に生じた事故によるケガ・病気に対しては共済金をお支払いできません。

4. 支払事由に該当しない場合および免責事由等の共済金をお支払いできない場合のうち主なものについて

共済金等のお支払いができない場合があります。詳しくは「ご契約の概要について2.保障(補償)内容について」をご確認ください。

5. 掛金の払込猶予期間等について

掛金をご契約またはご契約内容の変更と同時に お支払いください。共済期間が始まった後であっても、取扱代理所または弊会が掛金を領収する前に生じた事故によるケガ・病気に対しては共済金をお支払いできません。

6. 解約と解約返戻金について

解約返戻金の有無については「ご契約の概要について8.解約返戻金の有無およびそれらに関する事項について」をご確認ください。

7. 保険契約者保護機構について

弊会が提供する共済契約は、保険契約者保護機構による保護の対象とはなりません。

8. 個人情報の取扱いについて

第1条(情報の共同利用)

NPO海外渡航者安全機構および海外渡航者安全事業共済会(以下「本会」といいます。)は、情報主体が本会への入会にあたり提供した個人情報を次条以下の規定に従い共同して利用します。

第2条(個人情報利用目的)

本会への入会にあたり提出された申込書、その他の書面に記載された個人情報、本会および本会の事務委託先が、(1)共済契約の履行(共済の引受、共済金の支払、再共済金の請求、およびこれらに付随する事務や調査など)、(2)新たな保障のご案内などの本会会員様等のための情報提供、(3)総代会の開催や決算情報の通知など本会の運営に関する情報提供を行う目的にのみ利用します。

第3条(個人情報の管理)

本会の収集した個人情報を正確かつ最新なものにするために、適切な措置を講じます。また、個人情報への不正なアクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等が行われることを防止するため、必要と考えられる安全対策を講じます。

第4条(個人情報の外部への提供)

本会では、以下の場合を除いて、本会の収集した個人情報を外部に提供する事はありません。

- (1) 情報主体が同意されている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 第2条の利用目的の達成に必要な範囲内において、本会の業務委託先に提供する場合
- (4) 再共済金の請求に必要な場合
- (5) 不正または不当な共済契約の申込みおよび共済金請求を防止するために必要な場合
- (6) 情報主体または公共の利益のために必要であると考えられる場合
- (7) その他正当な理由がある場合

第5条(個人情報の開示・訂正等)

- (1) 情報主体は、本会に対して、本会が保有しているご自身の個人情報を開示するように求めることができます。
- (2) 前項の開示の結果、その個人情報に誤り等がある場合は、情報主体は本会に対してその個人情報の訂正、追加または削除を請求することができます。
- (3) 前2項の開示、訂正、追加または削除を要求される場合は、本会事務局まで文書、またはお電話でご連絡ください。
- (4) 情報主体が本会へ提出した個人情報の管理は、海外渡航者安全事業共済会が行います。

その他の事項

1.お申込みの際、ご注意くださいこと

- (1) 共済契約申込書に「ご記名・ご捺印」または「ご署名」をなされる前に下記事項をぜひご確認ください。

- ①共済契約申込書に記載されていることに間違いはありませんか。
 - a.知っている事実を記入しなかったり、または事実と相違することを記入されたときは共済金をお支払いできないことがあります。特に職業・職務、年齢、健康状態、他の傷害保険契約(注1)にご注意ください。他の保険契約については、「多重契約による保険金詐欺防止」のためにお願ひするものです。(注1)「他の傷害保険」とは、他の海外旅行傷害保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、所得補償保険、積立普通傷害保険、積立家族傷害保険、積立ファミリー交通傷害保険、ライフスタイル傷害保険、積立女性保険などの傷害保険をいいます。

- b.死亡共済金受取人を指定し、他人を被共済者(共済の対象となる方)とする契約を結ぶときは、必ず被共済者の同意を得てください。同意を得ないで他人を被共済者とする共済契約を結んだときは、共済契約は無効となります。ただし、死亡共済金受取人の指定のない場合は、この限りではありません。

- ②上記 ①b.以外にも、ご契約の際、次の事実があったときは、共済契約は無効となります。

- a.共済契約に関し、共済契約者、被共済者(共済の対象となる方)または共済金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みませす。)に詐欺の行為があったとき。
- b.共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、既に事故またはその原因が発生したことを知っていたとき。

- (2) 掛金は、ご契約と同時に支払ってください
共済契約では共済会(代理所)が掛金を領収してはじめて共済金支払の責任を負うことになっておりますので、掛金は必ずご契約と同時に支払いただきますようお願いいたします。
- (3) 死亡、後遺障害共済金額、治療・救済費用共済金額、傷害治療費用共済金額、疾病治療費用共済金額、疾病死亡共済金額(ご契約金額)などの設定についてご注意いただくこと。ご契約の際、死亡・後遺障害共済金額、治療・救済費用共済金額、傷害治療費用共済金額、疾病治療費用共済金額、疾病死亡共済金額などのご契約金額を制限させていただきますことがありますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 年齢や告知内容により、前回契約と同じ条件でご契約できない場合があります。
- (5) ピッケル等の登山用具を使用する登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険なスポーツを行う場合または危険な職業に従事されている場合はお引受けできません。その他の詳細は取扱代理所および弊会にご確認ください。
- (6) 申込み時に日本国外で永住権を持って居住している方は共済のお引受けができません。もし永住権をお持ちの場合(共済期間の途中で取得された場合を含む)には、ご加入いただいても共済金をお支払いできない場合があります。

2.ご契約後にご注意いただくこと

- (1) 他の傷害保険契約についてのご注意
ご契約後、身体の傷害に対して保険金を支払う他の傷害保険契約を同一被共済者(共済の対象となる方)について結ぶとき、またこれらの共済契約があることを知ったときは、ただちに取扱代理所または弊会へご通知願ひします。他の保険契約については、「多重契約による保険金詐欺防止」のためにお願ひするものです。ご通知がないときは、共済金をお支払いできないことがあります。
- (2) 被共済者の職業・職務の変更についてのご注意
ご契約後、被共済者(共済の対象となる方)が職業または職務を変更するときは、ただちに取扱代理所または弊会へご通知願ひします。
- (3) 旅行日程の変更の場合の共済期間延長手続きについて
ご旅行中に、旅行日程の変更などで共済期間の延長をご希望の場合には、日本における代理の方(ご家族・知人等)を介して、ご契約された取扱代理所または弊会においてお申込みください。満期後にご本人様が海外に滞在したままでは、延長のお手続きができませんので

ご注意ください。また、ご契約の内容によっては延長のお申し出をお受けできないことがあります。

(4) 共済契約者の住所変更についてのご注意

ご契約後、共済契約者が住所または、通知先を変更したときは、ただちに取扱代理所または弊会へご通知願います。

3.事故が起きた場合

万一、事故が起きた場合には、ただちに取扱代理所または弊会にご連絡ください。また、被害者との間で賠償額を決定(示談)される場合には、必ず事前にご連絡ください。正当な理由がなくご通知がない場合には、共済金をお支払いできないことがあります。

【共済に関するお問合せ】

○本重要事項等説明書または共済加入証書記載の取扱代理所または弊会(共済会事務局)までご連絡ください。

海外渡航者安全事業共済会 共済会事務局

〒102-0076

東京都千代田区五番町12-7 ドミール五番町 2045

TEL.03-3237-6270 FAX.03-3237-6275

(受付時間:土・日・祝日・年末年始を除く 午前9時~午後5時)